

別紙標準様式（第7条関係）

会議録

会議の名称	第1回 中学校給食検討委員会及び幹事会
開催日時	平成23年7月4日（月） 10時00分から11時00分まで
開催場所	本庁別館4階 特別会議室
出席者	<p>[委員会] 委員長：木下副市長 副委員長：南部教育長 委員：村橋教育次長、脇田理事兼都市整備部長、大西理事兼財務部長、木村総務部次長（代理）、戸野谷公共施設部長、君家管理部長、奈良学校教育部長</p> <p>[幹事会] 幹事長：中山管理部次長 副幹事長：宮垣企画財政部次長 幹事：岡本企画政策課長、新内行政改革課長、福岡財政課長、 浄内人事課長、西岡管財課長、広瀬開発調整課長、寺西施設整備室課長、川口教育総務課長、河田教育企画課長、塚本学校給食課長、國光教育指導課長</p>
欠席者	高井企画財政部長
案件名	1. 中学校給食検討委員会について 2. 大阪府中学校給食導入補助制度の経緯及び概要（案）について 3. 中学校給食導入の検討事項について 4. 今後のスケジュールについて
提出された資料等の名称	1. 中学校給食検討委員会について 2. 大阪府の中学校給食導入補助制度の経緯 3. 中学校給食導入促進事業補助制度の概要（案） 4. 平成23年度検討委員会・幹事会スケジュール（案） 参考資料 1. 大阪府内の各自治体における中学校給食の導入状況 2. 中学校区別児童数・生徒数と学年進行による生徒学級数の将来推移
決定事項	<input type="checkbox"/> 中学校給食検討委員会について、設置目的、担当事務等を確認した。 <input type="checkbox"/> 大阪府中学校給食導入補助制度の経緯及び概要（案）について確認した。 <input type="checkbox"/> 中学校給食導入の検討事項について確認した。 <input type="checkbox"/> 今後のスケジュールを確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について検討を行うため。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	非公表 枚方市情報公開条例第6条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について検討を行う会議の会議録のため。
傍聴者の数	_____
所管部署（事務局）	管理部 学校給食課

審 議 内 容

総括

- 中学校給食検討委員会について、設置目的、担当事務等を確認した。
(資料 1. 中学校給食検討委員会についてのとおり)
- 大阪府中学校給食導入補助制度の経緯及び概要(案)について確認した。
(資料 2. 大阪府の中学校給食導入補助制度の経緯
資料 3. 中学校給食導入促進事業補助制度の概要(案)のとおり)
- 中学校給食導入の検討事項について確認した。
- 今後のスケジュールを確認した。
(資料 4. 平成 23 年度検討委員会・幹事会スケジュール(案)のとおり)

質疑応答

- 委員 資料 1 担当事務(2)の「実施形態等」の「等」は、どういう意味か。
- 事務局 給食の提供方法である全員喫食・選択制のことである。
- 委員 小学校の新共調整備検討委員会との関係は、どうなるのか。
- 委員長 小学校は新共調の整備が対象である。本検討委員会は、府の中学校給食導入補助制度との関連で出てきており、別途、検討を行うものである。
- 副委員長 この委員会は、中学校給食が対象である。実施形態についても柔軟な対応を検討していく必要がある。
- 委員 中学校も共調となれば、今後小学校とのかかわりも出てくる。
- 委員 資料 1 担当事務(1)「導入に関すること」とあるが、導入しないこともあるのか。
- 委員長 「導入」する方向で、その認識で補助金をいかに活用するかを検討していく。
- 委員 建設事業にかかわるものは、新築は国が 1/2、残りの 1/2 は府から補助が出るということは、建設事業費の 25%が市の負担と考えてよいのか。
- 事務局 国交付金対象事業費の内、国交付金基本額部分については 25%になる。それ以外の国交付金対象事業費及び国交付金対象外事業費については、1/2 が市の負担となる。
- 委員 資料 3 P3 下段にある補助制度の内容で、「最も効率的・効果的な」実施形態、運営形態を導入することとあるが、府補助制度の採択を受けるとき、事業評価委員会等で費用対効果を比較して、制約を受けることがあるのか。
- 事務局 府からは、特に説明はない。市町村において、最も効率的・効果的な形態を判断していくものとする。
- 副委員長 最も効率的・効果的な形態については、今後、この会議で詰めていくこととなる。
- 委員 PFI の活用状況は、どうなっているのか。
- 事務局 全国的には事例はあるが、府内では活用しているところはない。
- 委員 民間調理場活用方式の場合の補助内容と、小学校の新共調と一体的に中学校給食を実施する場合、府補助制度は活用できるか。
- 事務局 民間調理場活用方式の場合は、中学校の受け入れ施設の整備費、その他、必要な備品・消耗品が補助対象となる。
小学校の給食調理場と一体的に整備する場合は、明確に区分可能な場合は中学校給食部分、区分できない場合は食数按分で、補助が適用される。